

議案第45号

財産の減額貸付けについて

下記のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

山陽小野田市長 藤田 剛 二

記

1 減額貸付けをする財産

(1) 土地

所 在 山陽小野田市大字西高泊字西大塚

地 番 1 1 8 4 番 1 ほか

地 積 8, 5 8 4. 6 1 平方メートル

(2) 建物

所 在 山陽小野田市大字西高泊字西大塚 1 1 8 4 番地 1 ほか

床面積 1, 7 6 2. 8 6 平方メートル

2 減額貸付けの相手方

山陽小野田市大字西高泊 1 1 8 4 番地 1

株式会社フレッシュ

代表取締役 高 橋 真 也

3 減額貸付けの理由

株式会社フレッシュが公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、旧山陽小野田市地方卸売市場の施設を当該法人に減額して貸し付けるものである。

4 減額貸付けの条件

(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条に規定する認定を受け

た地方卸売市場の用に供すること。

(2) 市と締結する卸売市場の運営に関する協定に基づき、運営すること。

5 減額貸付けの期間

令和4年7月1日から令和7年3月31日まで

6 貸付けの金額

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで 254,108円

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 338,502円

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 338,502円

〔山陽小野田市普通財産貸付料算定基準に基づく貸付料〕
年額 3,385,022円